

第3次基本計画に基づく令和2年度実施計画【総括表】

| 施策の分野【2】 | 基本目標【6】 | 重点目標【17】 | 施策の方向【35】 | 事業数 | | |
|--------------------------|--|---|---|--|--------|----|
| I 男女が等しく参画するための社会環境整備 | 1 男女共同参画を正しく理解できる社会づくり ▶ 重点目標：4 ▶ 施策の方向：8 ▶ 事業数：20 | (1) 男女共同参画についての理解の促進 | ①広報などを通じた継続的啓発活動の推進 ②男女共同参画の基本的知識の周知啓発の推進 | 重複1 3 1 | | |
| | | (2) 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し | ①出前講座など地域への積極的な啓発活動の実施 ②あらゆる分野における固定的性別役割分担意識解消への周知啓発活動の実施 | 5 2 | | |
| | | (3) 男性にとっての男女共同参画の推進 | ①男性における男女共同参画の意義の理解促進 ②男性の家事・育児・介護等への参画の促進 | 1 2 | | |
| | | (4) 子どもへの意識啓発の推進 | ①保育園、幼稚園及び学校教育の場における男女平等教育の徹底 ②教育関係者への意識啓発と男女平等教育に関する調査研究の充実 | 3 3 | | |
| | 2 男女共同参画を実践できる環境づくり ▶ 重点目標：4 ▶ 施策の方向：9 ▶ 事業数：31 | (1) 労働環境の見直しの推進 | ①ワーク・ライフ・バランスの浸透 ②男女の均等な待遇の確保など男性中心型労働慣行の改善の更なる推進 ③職場におけるあらゆるハラスメントの防止の取組 | 4 4 1 | | |
| | | (2) 子育て、介護への支援の充実 | ①男女共同参画の視点に立った子育て支援施策の充実 ②男女共同参画の視点に立った介護支援施策の充実 | 6 1 | | |
| | | (3) 生涯を通じた女性の心と体の健康支援 | ①女性の性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）の普及啓発 ②生涯を通じた健康保持への支援及び健康相談の充実 | 2 9 | | |
| | | (4) 貧困等により困難を抱えた男女が安心して暮らせる環境の整備 | ①生活困窮者の自立促進の支援 ②ひとり親家庭等への支援の充実 | 1 2 | | |
| | 3 女性が活躍できる社会づくり ▶ 重点目標：3 ▶ 施策の方向：6 ▶ 事業数：15 | (1) 女性の能力発揮への支援 | ①女性の人材育成に向けた各種講座の開催 ②女性の再就職への支援 | 3 3 | | |
| | | (2) 企業、団体、学校、地域等における方針決定の場への女性の参画推進 | ①女性人材の情報収集、整備、提供 ②女性の参画情報の調査、公表 | 重複1 2 重複1 2 | | |
| | | (3) 市の施策・方針決定過程への女性の参画拡大 | ①市の各種審議会等へのクォータ制の活用による女性の参画推進 ②女性職員の積極的な登用 | 重複1 3 2 | | |
| | 4 推進体制の整備 ▶ 重点目標：2 ▶ 施策の方向：4 ▶ 事業数：17 | (1) 男女共同参画推進センターの充実 | ①男女共同参画に関する情報発信の強化 ②市民や活動団体への支援 | 重複1 3 2 | | |
| | | (2) 男女共同参画社会を目指す全庁的な取組の推進 | ①市職員への研修会の実施 ②男女共同参画の考え方に基づいた施策の推進 | 4 重複1 8 | | |
| | II 配偶者等からの暴力防止・被害者支援 | 1 暴力を許さない社会づくり ▶ 重点目標：2 ▶ 施策の方向：4 ▶ 事業数：8 | (1) 暴力防止に関する人権教育の推進及び啓発 | ①配偶者等からのあらゆる暴力の根絶と防止に向けた啓発 ②セクシュアル・ハラスメント等の防止に向けた啓発 | 2 1 | |
| | | | (2) 相談窓口の充実 | ①女性相談事業の充実 ②その他相談機関との連携 | 2 3 | |
| | | 2 被害者等への支援 ▶ 重点目標：2 ▶ 施策の方向：4 ▶ 事業数：6 | (1) 発見通報体制の整備・被害者の安全な保護 | ①制度や体制、法律の認知のための周知活動の推進 ②被害者への安全確保のための情報提供 | 1 3 | |
| | | | (2) 自立への支援 | ①生活再建の支援 ②同伴者への支援 | 1 1 | |
| | | 合計（重複登載分を除く合計） | | | | 93 |